相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則

令和５年１月２５日
教 委 規 則 第 １ 号

（目的）

第１条　この規則は、遠距離通学を行う児童生徒の通学用等に供するための相楽東部広域連合スクールバス（以下「スクールバス」という。）の管理及び運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（維持管理）

第２条　スクールバスの維持管理は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（運行管理者）

第３条　スクールバスの運行管理者（以下「管理者」という。）は、教育委員会教育長とする。

（利用者の範囲）

第４条　スクールバスを利用できる児童生徒の範囲は、別表に掲げる対象区域に住所を有するものとする。

２　前項に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めるときは、対象区域外の児童生徒にスクールバスを利用させることができる。

３　前２項に規定する児童生徒の利用に支障がない範囲で、和束町及び南山城村又はこれに準ずる団体（以下「団体等」という。）が主催する行事等において、スクールバスを住民の交通手段として利用に供することができる。

（使用料）

第５条　スクールバスを利用する場合の使用料は、無料とする。

（利用の手続等）

第６条　第４条第３項に定める団体等がスクールバスを利用しようとする場合は、スクールバス住民利用申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、緊急を要する理由があると管理者が認める場合は、この限りでない。

（運行計画）

第７条　スクールバスの運行計画（運行経路・運行日・運行時間・乗降場所等）は、関係学校長と管理者が協議し作成するものとする。

（緊急措置）

第８条　運転者は、災害、事故、悪天候及び故障等の理由により、スクールバスの運行に支障があるときは、運行計画の変更若しくは運休等の措置について関係学校長及び管理者と協議し、必要な指示を受けなければならない。

（利用者の義務）

第９条　スクールバスに乗車する児童生徒は、運転者の指示に従い、事故のないように注意し、秩序ある態度を保持し、安全な通学に努めなければならない。

（保護者等の同乗制限）

第１０条　保護者等がスクールバスに同乗する場合は、管理者の承認を必要とし、次の各号のいずれかに該当するときとする。

⑴　児童生徒の身体に障害があるとき又は病気、負傷等で介助人が必要であるとき。

⑵　前号に定めるもののほか、特に必要があると認めるとき。

（運行委託）

第１１条　教育委員会は、スクールバスの運行を民間業者等に委託することができる。

（その他）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（規則の廃止）

２　相楽東部広域連合立南山城小学校及び笠置中学校通学バス運行管理に関する規則（平成２１年４月１日教委規則第２５号）は、廃止する。

附　則（令和６年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

対象学校名	対象区域（大字名）
和束小学校	湯船、原山、南、杣田、別所、白栖、石寺、撰原、木屋 　ただし、撰原区域の奈良交通バス撰原バス停から和束長井バス停間のバス利用者は、対象外とする。
南山城小学校	北大河原、南大河原、野殿、童仙房、田山、高尾
和束中学校	湯船、原山、南、杣田、別所、白栖、石寺、撰原、木屋 　ただし、撰原区域の奈良交通バス撰原バス停から和束長井バス停間のバス利用者は、対象外とする。
笠置中学校	笠置、切山、有市、飛鳥路（笠置町）
	北大河原、南大河原、野殿、童仙房、田山、高尾（南山城村）

様式第１号（第６条関係）

スクールバス住民利用申請書

年　　月　　日

相楽東部広域連合教育委員会教育長　様

申請者　団体名
代表者の職・氏名

㊞

スクールバスを利用したく、次のとおり申請します。

使　用　日	年　　月　　日
使 用 時 間	時　　分　～　　時　　分
使 用 目 的	
使 用 行 程	
乗 車 人 数	
使 用 車 種	和束町　・　南山城村　　スクールバス （　　）
当日の責任者	
備　　考	

※　上記に書けない場合は、行程表・地図等を添付してください。